

付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

平成26年 3 月 2 7 日

薩摩川内市議会総務文教委員会
委員長 福 元 光 一

1 委員会の開催日

3月14日、17日（2日間）

2 付託事件及び審査結果

(1) 議案第16号 川内市職員恩給条例を廃止する条例の制定について
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(2) 議案第17号 薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(3) 議案第18号 薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(4) 議案第19号 消費税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(5) 議案第20号 薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(6) 議案第21号 薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(7) 議案第22号 薩摩川内市川内まごころ文学館の指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(8) 議案第23号 薩摩川内市入来麓旧増田家住宅等の指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(9) 議案第24号 薩摩川内市入来地域集会所条例を廃止する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(10) 議案第25号 薩摩川内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(11) 議案第37号 平成26年度薩摩川内市一般会計予算のうち本委員会付託分

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、審査の過程において述べられた意見・要望の概要は、次のとおりである。

ア 公共施設白書の作成に当たっては、施設の利活用や統廃合等を検討する際に有効活用ができる白書となるよう努められたい。

イ 交通安全教育普及啓発事業の実施に当たっては、改正された道路交通法に基づく自転車運転の交通ルール等について普及が徹底されるよう努められたい。

3 所管事務の調査結果

各課所の事務について所管事務調査を行い、調査の過程において、現在の特認校制度が平成26年度をもって休止となるが、東郷地域小中一貫校開校までの取扱いについては、地元と十分協議した上で方向性を検討されたい旨の意見が述べられた。